

契約締結前事前交付書面

外国為替証拠金取引説明書 約款・規定

《セゾン》外貨FX

セントラル短資FX株式会社
第一種金融商品取引業
関東財務局長(金商)第278号
金融先物取引業協会(会員番号1504)
東京都港区三田3-5-27 三田ツインビル西館14F

- 本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、契約締結前に顧客へ交付する書面です。
- 当社からの書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨ご承諾ください。

契約締結前事前交付書面

目次

外国為替証拠金取引説明書	2
外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
外国為替証拠金取引の仕組みについて	4
1. 取引の方法	4
2. 証拠金	4
3. 決済に伴う金銭の授受	5
4. 益金に係る税金	5
外国為替証拠金取引の手続きについて	6
外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	7
当社の概要について	9
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	11
別紙1	13
約款・規定	16
外国為替証拠金取引約款	17
セゾン外貨トレード取引規定	25
外国為替取引のリスク	26
お客様の個人情報のお取り扱いについて	29
勧誘方針	30

外国為替証拠金取引説明書

外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行なう場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行なうことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップ金利(スワップポイント)が受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。

相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のспред幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行なえない可能性があります。

手数料は、1000通貨あたり片道50円を上限として徴収します。手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。詳しくは、別紙1をご参照下さい。

顧客が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行なっています。

○株式会社 三井住友銀行 / Sumitomo Mitsui Banking Corporation
業務内容：銀行業

○バークレイズ銀行 東京支店 / Barclays Bank Plc, Tokyo Branch
業務内容：銀行業
海外監督当局：U.K. FSA (英国金融庁)

○ドイツ銀行 ロンドン支店 / Deutsche Bank AG, London Branch
業務内容：銀行業
海外監督当局：BAFIN (ドイツ連邦金融監督庁)

- UBS銀行 東京支店 / UBS AG, Tokyo Branch
業務内容：銀行業
海外監督当局：EBK（スイス連邦銀行委員会）
- ゴールドマン・サックス証券 株式会社 / Goldman Sachs Japan Co., Ltd.
業務内容：証券業
- MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC
業務内容：金融業
海外監督当局：U.K.FSA（英国金融庁）
- OCBC Securities Private Limited
業務内容：証券業
海外監督当局：MAS（シンガポール通貨庁）
- MF Global Singapore Pte. Limited
業務内容：市場取引仲介業
海外監督当局：MAS（シンガポール通貨庁）
- JPモルガン・チェース銀行 東京支店 / JPMorgan Chase Bank, N.A., Tokyo Branch
業務内容：銀行業
海外監督当局：OCC（米国通貨監督庁）及びFED（連邦準備制度） NYK
- ドレスナー・クラインオート証券会社 東京支店 / Dresdner Kleinwort (Japan) Limited, Tokyo Branch
業務内容：証券業
- SAXO BANK A/S Denmark
業務内容：銀行業
海外監督当局：The Danish Financial Supervisory Authority /デンマーク金融監督庁
- Global Forex Trading Ltd, Tokyo Branch
業務内容：商品先物取引業
海外監督当局：Commodity Futures Trading Commission /CFTC米国商品先物取引委員会

顧客から預託を受けた証拠金は、口座清算価値（顧客の純資産額）を算出し、その金額を株式会社三井住友銀行の金銭信託口座に当社の自己の資金とは分別して管理しております。

外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行ないます。

1. 取引の方法

当社が取り扱う外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象は、別紙1記載の通りとなります。
- b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨1000通貨単位とします。ただし、ランド日本円、香港ドル日本円に関しては10000通貨単位とします。
- c. 取引提示価格の最小単位は、各通貨組合せに共通で、対円通貨の場合下2桁、外貨同士の組合せの場合、小数点以下4桁とします。
- d. 当社が各通貨組合せごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、顧客はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は通常、提携カバリー先から配信された取引提示価格を参考にして、当社基準にて決定されたオファー価格とビッド価格を取引価格として提示します。オファー価格とビッド価格にはスプレッド差があり、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。ただし、当社提携カバリー先にて取引提示価格が提示されない場合など、マーケットの状況によっては、上記の価格決定方法によらず、当社裁量によりオファーとビッドの価格を提示する場合があります。
- e. 建玉は、通貨の受渡し又は反対売買に相当する取引が成立した場合、最終決済できます。また、当社取引では銀行間取引市場における慣習通り、取引に新規・仕切りの区別はありません。
- f. 最終決済を行わない場合は、毎営業日自動的にロールオーバーによる建玉決済を行ない、「決済日 (Value Date)」を更新します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップ金利(スワップポイント)を当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップ金利(スワップポイント)は、顧客が受け取る場合の方が顧客が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. 顧客の損失が所定の水準に達した場合、顧客の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「2.証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 「決済日 (Value Date)」は、原則として銀行間取引市場のルールに従い、当該取引を行なった日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金以上の額を、事前に当社に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金率は別紙1をご参照ください。必要証拠金額は相場の変動により変更されることがあります。最新の必要証拠金額につきましては、当社のホームページ上でご確認ください。

(3) 現金の引出し

口座清算価値のうち、各通貨の現金部分は、口座清算価値が必要証拠金額を下回らない範囲で引き出

すことができます。

(4) 評価損益及びスワップ金利(スワップポイント)の取扱い

建玉の市場実勢価格による値洗いにより発生する評価損益は、口座清算価値に反映されます。また、建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップ金利(スワップポイント)は、証拠金現金残高に加算又は減算されます。

(5) 有価証券等による充当

当社では、有価証券による証拠金の充当は行なっておりません。

(6) ロスカットの取扱い

口座清算価値が、別紙1のロスカット基準を割り込んだ場合は、損失の拡大を防ぐため、当社の裁量により、顧客の計算において建玉の全てを反対売買して最終決済します。

(7) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

当社が請求した証拠金を顧客が所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、顧客の計算において建玉の反対売買を行なうことができます。(顧客が外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(8) 証拠金の返還

上記(4)で出金可能となる証拠金の返還を請求したときは、原則として請求の4営業日以内に返還します。

3. 決済に伴う金銭の授受

(1) 受渡決済の場合

取引対象の通貨を、当該取引通貨の約定価格に基づいて算出された受渡決済価額にて、これを授受します。

(2) 差金決済の場合

決済に伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

「決済日」に確定した売建玉と買建玉の取引組合せにおいて、
取引対象通貨の取引数量×約定価格差

(注) 約定価格差とは、反対売買に係る約定価格と当該反対売買の対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差をいいます。

4. 益金に係る税金

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップ金利(スワップポイント)収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

外国為替証拠金取引の手続きについて

顧客が当社と外国為替証拠金取引を行なう際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の取引概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行なう旨の「口座開設申込書/口座設定確認書」をご提出下さい。

b. 外国為替証拠金取引口座の設定

外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書「口座開設申込書/口座設定確認書」を差し入れ、外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

c. 預金口座の開設

受渡決済を行なう場合には、外貨の受渡しのための預金口座が必要となります。

(2) 注文の指示事項

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。当社は注文を受けたときは、当社がその取引相手方となって取引を成立させます。(相対取引)

a. 注文する通貨の組合せ

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格(指値又は成行)(指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。)

e. 注文の有効期間

f. その他顧客の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社が証拠金を受け入れたときは、電磁的方法にて顧客にこれを通知します。

(4) 建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、顧客の指示によりますが、指示がない場合は日計り優先の先入先出法によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)については、顧客より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、顧客にとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップ金利(スワップポイント)と受取りのスワップ金利(スワップポイント)の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書(「外国為替証拠金取引顧客報告書」)を顧客に交付します。

(6) 手数料

当社の手数料は、別紙1のようになっています。また手数料は、1日分の確定金額が、日次更新作業後、取引口座から控除されます。(当社が取り扱う外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を

取り扱いますので、手数料に消費税は課税されません。なお、通貨の受渡しには、別途所定の手数料をいただきます。)

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した「外国為替証拠金取引顧客報告書」を作成して、電磁的方法により顧客に交付します。「外国為替証拠金取引顧客報告書」は、日次外国為替証拠金取引顧客報告書と、月次外国為替証拠金取引顧客報告書を発行します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社から書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨をご承諾ください。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。これら通知書や報告書発行日の翌営業日までにご照会や異議申し立て等がない場合には、その内容につきご了承いただいたものといいたします。

外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはカスタマーデスクにお尋ね下さい。
フリーコール：0120-933-455（月07:00～土07:00 平日24時間）

外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、又は顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行なう行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替証拠金取引行為を行なうことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行なう法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

- g. 外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為
- s. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行なう外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

1. 会社概要

会社名	セントラル短資FX株式会社 Central Tanshi FX Co.,Ltd.
所在地	〒108-6314 東京都港区三田3-5-27 三田ツインビル西館14F TEL 03-5419-3300 (代表) URL http://www.central-tanshifx.com/
設立	2002年3月
資本金	1,319,650,000円
主要株主	セントラル短資株式会社 日短キャピタルグループ株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社クレディセゾン 株式会社三井住友銀行 野村證券株式会社
代表者	代表取締役社長 松本 一榮
業務内容 兼業業務	金融商品取引業（第一種金融商品取引業）関東財務局長（金商）第278号 ○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営 ○外国為替の情報配信サービス
加入する 協会等	社団法人金融先物取引業協会（会員番号1504）

2. 沿革

2002年3月	日短キャピタルグループ（株）、セントラル短資（株）、アセンディアキャピタルマネジメントエルエルシーの共同出資でセントラル短資オンライントレード（株）を設立
4月	萬成プライムキャピタルフューチャーズ（株）、アセンディアキャピタルマネジメントエルエルシーから外国為替証拠金取引の営業及び設備等の譲渡を受け、個人向け外国為替取引サービス「日短FXダイレクト」の営業を開始
2003年5月	アセンディアキャピタルマネジメントエルエルシーが全持株を日短キャピタルグループ（株）とセントラル短資（株）に譲渡、セントラル短資グループの完全子会社となる
2004年4月	ライブドアファイナンス（現・かざか証券）と情報提供サービス契約を締結
10月	デモトレード「FX1」スタート
2005年5月	株主割当による増資 新資本金 4億8,100万円

8月	オンラインによる口座開設サービスを開始
11月	改正金融先物取引法に基づく金融先物業者登録（関東財務局長（金先第51号））を完了

2006年2月	（株）新銀行東京と提携し、業界初の毎日全額信託「セキュリティー・トラスト」を実施
2月	（株）クレディセゾンと提携し、《セゾン》カード会員向けオリジナル商品「《セゾン》外貨FX」を発売
5月	東海東京証券（株）の外為証拠金取引「外為プラザ」に当社が開発したオンライン取引システムを提供
6月	南アフリカランド/円、ポンド/スイスをスタート
9月	香港ドル/円等の追加により取引通貨ペアは18通貨ペアに拡充
10月	24時間リアルタイム入金「クリック入金」開始
12月	会員様向け優待サービス「セントラル短資FXクラブオフ」発足。「セントラル短資メンバーズCLUB」「i\$（アイドルポイント）」のサービスを開始
12月	個人情報保護を適正に行なっていることを証する「プライバシーマーク（Pマーク）」を取得
2007年3月	NTTスマートトレード（株）へ外国為替証拠金トレードシステムを提供
3月	株主割当による増資 新資本金 10億1,965万円
4月	外為証拠金専業としては初めて（株）日本格付研究所の「長期格付BBB+（見通し安定的）」を取得
6月	松本一榮 代表取締役社長就任
7月	「Quality FX」のテレビCM開始（テレビ東京 株式ワイドオープニングベル番組提供）
9月	関東財務局長（金商）第278号 取得
10月	全額信託先を（株）三井住友銀行へ変更
11月	4通貨ペア（SGドル/円、豪ドル/スイス、NZドル/スイス、豪ドル/NZドル）を追加し、取引通貨ペアを22通貨ペアに拡充
11月	本社を東京都港区三田へ移転
2008年4月	外国為替証拠金取引システム「負荷分散設計」に関する特許を取得
11月	第三者割当による増資 新資本金 13億1,965万円
2009年3月	セントラル短資FX（株）へ社名変更

3. 当社への連絡方法

代表電話	03-5419-3300 平日09:00~17:00
カスタマー	0120-933-455 (月07:00~土07:00 平日24時間) Eメール: support@saisonfx.com

苦情受付窓口

お客様相談室	0120-922-788 Eメール: compliance@central-tanshifx.com 受付時間 平日09:00~17:00
--------	--

外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 受渡決済**（うけわたしけっさい）
 外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。
- 売建玉**（うりたてぎよく）
 売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- オファー**
 金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。
- 外国為替証拠金取引**（がいこくかわせしょうこきんとりひき）
 通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行なう証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- 買建玉**（かいたてぎよく）
 買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- カバー取引**（カバーとりひき）
 金融商品取引業者が顧客を相手方として行なう外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行なう為替取引又は外国為替証拠金取引をいいます。
- 金融商品取引業者**（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
 外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- 決済日**（けっさいび）
 外国為替の銀行間取引市場における通貨交換日のことで、資金の決済日。通常、取引日の2営業日後となる。この決済日のことをバリューデート(Value Date)ともいいます。
- 口座清算価値**（こうざせいさんかち）
 当社における取引口座内の現金残高に、取引により発生した未実現損益を加算又は減算したものをいいます。
- 差金決済**（さきんけっさい）
 先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- 指値注文**（さしねちゅうもん）
 価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行なう注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行なう注文を成行注文といいます。
- 証拠金**（しょうこきん）
 先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- 証拠金使用率**（しょうこきんしゅうりつ）
 証拠金使用率（マージンレシオ）とは、お客様の保有ポジションと口座清算価値の必要証拠金比率を表します。証拠金使用率は以下の計算式にて求められます。

$$\text{必要証拠金} \div \text{口座清算価値} \times 100 = \text{証拠金使用率} (\%)$$
- スワップ金利**（スワップきんり）
 外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行なったことと実質的に同じであると考えられます。口

ールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップ金利またはスワップポイントといいます。

- デリバティブ取引**（デリバティブとりひき）
 その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- 店頭金融先物取引**（てんとうきんゆうさきものとりひき）
 外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行なわれる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- 店頭デリバティブ取引**（てんとうデリバティブとりひき）
 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行なわれるデリバティブ取引をいいます。
- 特定投資家**（とくていとうしか）
 店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができません。
- ビッド**
 金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。
- 両建て**（りょうだて）
 同一の通貨組合わせの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- ロスカット**
 顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。
- ロールオーバー**
 外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

《セゾン》外貨FX

「外国為替証拠金取引説明書」別紙1

1. 手数料

I. 取引手数料

・《セゾン》外貨トレード

1,000通貨単位あたり片道50円（インターネット・携帯電話同一手数料）

※ 南アフリカランド/日本円、香港ドル/日本円のみ1万通貨単位での取引となり、1万通貨単位あたり片道50円。

※ デイトレードの場合、往復手数料無料。

・受渡し手数料

1万通貨あたり500円

II. 入金手数料

・《セゾン》外貨トレード

A) ATMもしくは金融機関窓口からの入金手数料

お客様ご負担とさせていただきます。なお、金額については、ご利用の金融機関に直接お問い合わせください。

B) 弊社即時入金サービス「クリック入金」からの入金手数料

弊社にて負担させていただきます。なお、取り扱い通貨は日本円のみとなります。

III. 出金手数料

・《セゾン》外貨トレード

ご資金の入出金に係る手数料は全て、送金時に利用する金融機関において課金されるもので、当社が徴収するものではありません。従いまして、金融機関のサービス変更等によっては、手数料額が必ずしも記載の限りではない場合がございます。

（日本円の場合）

＜お客様の受取口座＞

みずほ銀行小舟町支店、三菱東京UFJ銀行本店、三井住友銀行日本橋支店・・・一律無料

前記同行他支店・・・出金金額3万円未満の場合105円。3万円以上は210円。

イーバンク銀行、住信SBI銀行・・・一律50円。

ジャパネット銀行、セブン銀行・・・一律52円。

その他金融機関・・・出金金額3万円未満の場合210円。3万円以上は420円。

（外貨の場合）

＜お客様の受取口座＞

三井住友銀行： 無料

みずほ銀行： 無料

三菱東京UFJ銀行本店： 無料

三菱東京UFJ銀行他支店： 1,000円

その他金融機関： 1,500円

※ 外貨送金の場合、受取り先金融機関にてリフティングチャージが発生する場合がございます。リフティングチャージは各金融機関により異なりますので、詳細は受取り先金融機関にてお問合せください。

IV. 両替手数料

・《セゾン》外貨トレード

当社両替レートには、両替手数料（最大1円25銭）が含まれています。

2. 取り扱い通貨ペアおよび必要証拠金一覧

・《セゾン》外貨トレード（取引単位：1,000通貨単位・10,000通貨単位）

【必要証拠金額】（※1）

通貨ペア	取引単位	円換算レベル	レバレッジ1倍	レバレッジ2倍	レバレッジ5倍	レバレッジ10倍	レバレッジ50倍(※2)
ドル/円	1000						
ユーロ/円							
豪ドル/円							
NZドル/円							
ポンド/円							
カナダ/円							
スイス/円							
SGドル/円		~49.99円	50,000円	25,000円	10,000円	5,000円	1,000円
ユーロ/ドル*		50.00円~99.99円	100,000円	50,000円	20,000円	10,000円	2,000円
豪ドル/ドル*		100.00円~149.99円	150,000円	75,000円	30,000円	15,000円	3,000円
NZドル/ドル*		150.00円~199.99円	200,000円	100,000円	40,000円	20,000円	4,000円
ポンド/ドル*		200.00円~249.99円	250,000円	125,000円	50,000円	25,000円	5,000円
ドル/カナダ*		250.00円~	300,000円	150,000円	60,000円	30,000円	6,000円
ドル/スイス*							
ユーロ/ポンド*							
ポンド/スイス*							
ユーロ/スイス*							
豪ドル/スイス*							
NZドル/スイス*							
豪ドル/NZドル*							
南ランド/円	10000	~4.99円	50,000円	25,000円	10,000円	5,000円	2,000円
香港ドル/円		5.00円~9.99円	100,000円	50,000円	20,000円	10,000円	4,000円
		10.00円~14.99円	150,000円	75,000円	30,000円	15,000円	6,000円
		15.00円~19.99円	200,000円	100,000円	40,000円	20,000円	8,000円
		20.00円~24.99円	250,000円	125,000円	50,000円	25,000円	10,000円
	25.00円~	300,000円	150,000円	60,000円	30,000円	12,000円	

※1 コース別で表記されているレバレッジは目安であり、正確な倍率は各通貨によって異なります。

※2 レバレッジ50倍口座の場合であっても、南アフリカランド/円および香港ドル/円の最大レバレッジは約25倍となります。

※ 「ユーロ/ドル」、「ユーロ/ポンド」、「ユーロ/スイス」はユーロ/円のレートに準ずる

※ 「ポンド/ドル」、「ポンド/スイス」はポンド/円のレートに準ずる

※ 「豪ドル/ドル」、「豪ドル/スイス」、「豪ドル/NZドル」は豪ドル/円のレートに準ずる

※ 「NZドル/ドル」、「NZドル/スイス」はNZドル/円のレートに準ずる

※ 「ドル/カナダ」、「ドル/スイス」はドル/円のレートに準ずる

3. ロスカット（強制決済）ルール

・《セゾン》外貨トレード

1倍、2倍、5倍、10倍は口座清算価値が必要証拠金の20%を割り込んだ場合（証拠金使用率500%）で、50倍のみ口座清算価値が必要証拠金の50%を割り込んだ場合（証拠金使用率200%）で、強制的に全ての保有ポジションを決済し、発注済の注文も全て取り消しとなります 以上

約款・規定

目次

外国為替取引約款	16
セゾン外貨トレード取引規定	24
外国為替取引のリスク	25
お客様の個人情報のお取り扱いについて	28
勧誘方針	29

外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的)

本外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、セントラル短資FX株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客様との間で行なう、外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）の権利義務関係および両者がともに従うべき規定として定められたものです。お客様と当社とは、各商品につき別途定める「取引規定」および別紙の「取引要綱」（以下、「取引規定等」といいます。）に規定する取扱通貨ペア、証拠金率により取引することとしますが、以下の条項は、各商品に共通の権利義務を規定するものとします。

お客様は当社から説明を受けた、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引、特に「外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において本取引を行なっていただくものといたします。つきましては、当社に店頭金融先物取引口座を設定するに際し、金商法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れます。

第1条（取引口座）

1. お客様が当社との間で行なう本取引において、委託証拠金、差金決済または受渡決済（以下「最終決済」という。）を行なった場合の損益金、その他授受する金銭は、すべて本約款に基づいてお客様と当社との間で別途合意することにより当社に開設されるお客様のマスター口座（個別のサブ口座で規定する場合を除く。）において処理するものとします。お客様が当社との間で行なう各商品の取引については、サブ口座を開設し、マスター口座と各サブ口座との間での口座間振替により、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理することといたします。
2. お客様と当社との委託証拠金の入出金については、お客様および当社が予め相互に指定した金融機関口座を使用した送金振込によるものといたします。委託証拠金として受入可能な通貨は、各商品の「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。
3. 前項の入出金処理のうちお客様へのお支払いについては、原則として、各商品の「取引規定等」に定める期間内に行なうことといたします。
4. 委託証拠金の入出金については、各商品に別途規定する場合を除き、お客様のマスター口座経由で各サブ口座へ記帳処理いたします。各商品に関わるサブ口座から、お客様がご指定の銀行口座への入金をご希望の場合、サブ口座からマスター口座への当該入金処理を行なった後、マスター口座からお客様ご指定の銀行口座への振込手続きを行ないません。同様に、各商品のサブ口座間の残高振替についても、マスター口座経由で記帳いたします。
5. 委託証拠金のお客様へのお支払い、あるいは、マスター口座とサブ口座間の残高振替は、お客様の個別指示によってのみ行なえることといたします。但し、第7条5項に定める場合、第16条ないし第20条に基づき必要となる場合を除きます。

第2条（取引対象および最終決済）

お客様が当社に委託する店頭デリバティブ取引は、通貨の売買取引で、金商法第2条第22項第1号に該当する取引であり、お客様と当社との本取引に関わる最終決済方法は、お客様の指定するところから従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各項に定めるところによるものとします。

1. 「差金決済」による最終決済とは、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済期日、売買同額取引の売買価額の相殺による決済方法で、お客様から決済すべき取引（複数）のご指定をいただくことによ

り、その売買損益を当該商品の取引口座に記帳いたします。

- 「受渡決済」による最終決済とは、通貨の約定総代金の受払いによる決済方法で、当該取引につきお客様より受渡決済指定をいただいた上で、お客様との通貨の受渡を行ないますが、当社は、お客様支払通貨価額のお客様取引口座への入金確認後、その対価をお客様の取引口座に振込むことといたします。お客様から受渡決済の注文を頂いた場合、お客様支払通貨価額は、受渡決済の指示に先立ち当社指定の金融機関口座にご入金いただく必要がございます。受渡決済の注文は、発注後如何なる場合にも取消すことはできません。また、お客様の支払が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客様は、その費用を負担し、当社の請求に応じてその都度お支払いいただきます。但し、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。
- 最終決済を指定する通知手段およびその期限は、各商品の「取引規定等」に定めるものといたします。

第3条（売買注文の受付およびシステム使用）

- お客様が当社との間で行なう本取引においては、インターネット取引システム等を利用する場合は、お客様が入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客様が口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来た場合に限り、お客様は本取引の注文ができるものとします。
- お客様が本取引を行なうに際し当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入力し、確認の入力を行なった後、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。電話による発注の場合には、これに準じ、発注内容の受付確認を口頭で行なった時点で注文の受付とします。
- お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
- 当社は、当社が提示した外国為替レートが実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたと判断した場合（異常レートによる取引）、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を解除できるものとします。また、当該処理において、誤約定の取消や訂正の方法および損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかにお客様に電話または電子メール等で通知します。
- お客様の登録顧客名、ユーザーID、パスワードおよび口座番号はお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客様が、これらを第三者に貸与または譲渡された場合、または、お客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文または指示を行なった場合には、それはお客様自身による注文または指示として扱われることを予めご了承ください、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負うことを予めご了承ください。
- お客様は、予め取引システムを利用するための機器または回線等をお客様の責任において準備することにご同意いただきます。また、お客様が、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル、または変更しないことにご同意いただきます。

第4条（注文の指示）

- お客様が当社との間で行なう本取引の種類、取引金額、注文の内容および注文の執行方法等については、各商品の「取引規定等」に定めるところにより、お客様が予め指示するところに従い当社が応じうる範囲で執行するものとします。
- 当社への注文は、当社が各商品の「取引規定等」に定めた注文受付時間内に行なうものとします。
- 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、取引時間および注文受付時間を各商品の通貨ペアごとに設定および変更できるものとし、その詳細は「取引規定等」に定めるところとします。

第5条（注文の受付、および執行が不能となる場合）

お客様の売買注文が執行された結果、お客様注文の各商品の口座残高が第8条に定める必要証拠金を下回ることとなる場合には、当社は注文の受付および執行は行ないません。但し、既存取引の決済に必要な反対売買取引は除きます。

第6条（日付処理）

- 成立した外国為替取引の約定日（以下「約定日」という。）は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日といたしますが、約定日に係る日付処理は、次項以下に準ずるものといたします。
- 約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後5時から翌日の米国東部時間午後5時迄を1日として処理するものとします。
ただし、月曜日は東京時間午前7時以降の約定が同日の約定となることに合意します。
- 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客様の注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることにつき、お客様には予めご了承ください。

第7条（委託証拠金の取扱）

お客様が当社との間で行なう本取引に係る委託証拠金の取扱いについては、第1条、第8条および各商品の「取引規定等」による他、次の各号に定めるところによるものとします。

- お客様からお預かりする委託証拠金は、当社の預り金として管理いたしますが、この預り金には、利息が付かないことをご了承いただきます。
- お客様が当社に預託する委託証拠金については、お客様は、当社の定める方法により、各商品に関わる個別のサブ口座にこれを預託することをご了承いただきます。
- お客様が預託した本取引に係る委託証拠金については、当社が発行する外国為替取引の「委託証拠金」である旨の表示のある「受領書」の交付を当社より受けることをご了承いただきます。（但し、当社は外国為替証拠金取引顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることが出来るものとします。）
- 外国為替取引に係る委託証拠金としてお客様が当社に預託している委託証拠金の受入および引出しは、本約款および当社の各商品の「取引規定等」に定めるところによることをご了承いただきます。
- お客様の個別のサブ口座において発生した債務に対し、不足金が生じた場合、その債務の弁済は、他のいずれかの口座からも充当できるものとします。

第8条（証拠金率）

- お客様は、当社と本取引を行なうにあたり、当社が各商品の「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、委託証拠金として、本取引を行なうに先立ち、当社の定める方法により、当社に預託し、これを維持することとします。
- 当社は、経済情勢等の変化に伴い各商品の証拠金率を合理的に変更できることとし、これを変更したときは、未決済持高の必要証拠金に対しても、適時変更後の証拠金率を適用できることとします。

第9条（証拠金の追加預託）

市場価格の変動または証拠金率の変更に伴い、お客様が当社に預託した現金とお客様の未決済持高に係る未実現損益の合計額（以下「口座清算価値」という。）が、当社の各商品の「取引規定等」に定める証拠金水準を下回った場合、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の定める方法により証拠金を追加預託するものとします。

第10条（建玉・持高の制限）

お客様が当社との間で行なう本取引に係る持高は、当社の定める基準の範囲内とします。

第11条（外国為替証拠金取引顧客報告書の公布）

1. 当社は、お客様が当社との間で行なう本取引に係る日次および月次の外国為替証拠金取引顧客報告書を、当該取引の約定日もしくは決済期日またはお客様が預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で公布します。
2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する換算レートには、原則として第6条第2項に準じ、入手する為替レートをを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の事由により当該為替レートを入手することが困難または不可能である場合は、当社の裁量により、他の合理的な数値を用いるものとします。
3. 外国為替証拠金取引顧客報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、その他の記載項目あるいは様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。

第12条（決済期日・ロールオーバー）

1. お客様と当社との間で行なう本取引の決済期日は、別段の決済期日を定めない場合銀行間市場の慣行に準じ、決済期日を取引約定日の2営業日後とする外国為替先渡取引（スポット取引）といたします。
2. お客様から本取引につき、第2条に準じた最終決済の指定がなされない場合、当社はその裁量により、お客様の計算において当該決済期日を翌営業日以降に更新するための手続き（以下「ロールオーバー取引」という。）を行なうことといたします。
3. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が定めるレートを適用することとしますが、ロールオーバーの期間および損益の清算時期については、各商品の「取引規定等」に定めるところによります。

第13条（不可抗力事由による取引条件の変更）

お客様は、天変地異、政治経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、当社が本取引の決済期日等、個別の取引条件の合理的な変更を行なった場合には、その措置に従うものとします。

第14条（諸料金等）

1. お客様は当社との間で約定した取引につき、当社が各商品の「取引規定等」に定める取引手数料を支払うものとします。取引手数料は当社がその裁量で随時変更できるものとし、変更があった場合には第29条の取引条件変更の通知によりお客様宛に通知するものとします。
2. お客様は、お客様が負担すべき公租公課その他の賦課金および当社所定の手数を当社が代わりに負担する場合には、当社の請求があり次第、当社の定める期限および方法により、当社に支払うものとします。
3. お客様の指示により例外的な扱いをする場合には、当社の要した実費およびその役務提供手数料を当社がお客様より申受けることができるものとします。

第15条（通貨の受払い）

第1条第2項に限らず、本取引を行なうに際しお客様と当社の間で行なわれる通貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する預金勘定と当社が指定する当社名義の預金勘定との間の送金振込の方法により行なうものとします。

第16条（期限の利益の喪失）

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対

する本取引に係る債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき。
4. お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
5. 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
6. 死亡したとき。
7. 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
8. 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。

第17条（当社の請求による解約・清算）

次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する本取引に係る期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
2. お客様の当社に対する本取引に係る債務のみならず、お客様が債務者となっている権利について、差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含むものとします。
3. お客様が当社との間での本約款またはその他一切の「取引規定等」のいずれかに違反したとき。
4. いずれかの通貨の受入証拠金が残高不足となった時。
5. 前各項のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときなど、当社が取引を継続するにあたって不適切であると認めた場合。

第18条（期限の利益を喪失した場合の決済取引）

1. お客様が第16条、17条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合で、第3項に従って必要と認められるときは、当社の裁量で、お客様が当社との間で行なっているすべての取引につき、お客様の計算において最終決済を行なうことについて、お客様は異議を述べないこととします。この場合、当社がお客様の計算において行なったすべての相殺取引をもって、お客様と当社との間のすべての本取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第20条に定める差し引き計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。
2. 第1項の決済取引を行なった結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとします。
3. 第1項による決済取引は、お客様、当社の他のお客様および当社への損害の発生または拡大の防止の目的においてやむを得ないと認められる場合に行なうこととし、第1項に規定する事由が存するときでもかかる目的以外ではこれを行なわないものとします。

第19条（強制決済・ロスカット）

1. お客様の取引に係る口座清算価値が債務超過に陥ったときまたは債務超過に陥る危険が高いと判断されるときには、当社はおお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客様の未決済持高の全部をお客様の計算において決済し、またはその時点において未だ約定していないお客様の取引注文の全

部を当社の裁量により取り消すことができるものとし、お客様はこれに異議を述べないこととします。また、本条における決済を行なった結果、当社に対して債務が生じた場合、お客様は当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとし、

- 第1項の強制決済・ロスカットの発動条件については、各商品の「取引規定等」に規定のとおりといたします。
- お客様の取引が強制決済・ロスカットの発動条件に該当することとなったときは、お客様への事前通知なしに、お客様の未決済持高の相殺取引を当社の裁量によりお客様の計算において行なうことに、お客様はこれに異議を述べないこととします。
- 相場変動により、強制決済・ロスカットの約定価格が各取引規定の定める水準から大きく乖離した場合、お客様にとって不利な価格により約定することにお客様は異議を述べないものとします。

第20条（差引計算）

- 期限の到来、第16条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はおお客様の債務と当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとし、
- 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。
- 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行なう場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替レートについては、当社の取引レートによる適切な手数料を加えた換算レートを適用するものとします。

第21条（占有物の処分）

- お客様が本約款に基づき当社に差し入れる委託証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対して負担する全債務を共通に担保することといたします。
- お客様が本取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客様の委託証拠金は、サブ口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第20条に準じて取り扱われることにお客様は異議を述べないこととします。
- お客様の当社に対する債務の弁済または第20条による差引計算を行なう場合、当社の占有物の処分価額がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当できるものとしたします。

第22条（遅延損害金の支払）

お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客様に、当社の請求により、当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む。）より履行の日（当該日を含む。）まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払い頂きます。

第23条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができないものとします。

第24条（報告）

第16条各項（但し、第8項を除く。）および第17条第2項のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、

当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとします。

第25条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとします。

第26条（監督官庁等への報告）

- お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を当社が政府機関等あてに報告することに異議を述べないこととします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
- 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関してお客様に発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。

第27条（解約）

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第16条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されるものとします。

- お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、当社がお客様に対しお客様との取引の解約の申し出をしたとき、お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約をお客様に通告したとき、お客様が当社との取引または取引に関する連絡等において、脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いた場合、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返した場合、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害した場合、その他のこれらに類する止むを得ない事情により当社がお客様に解約を申し出た場合、また、第32条に定める本約款の変更にお客様が同意しないときにも、本約款は解約されるものとします。
- ただし、解約時においてお客様の注文に係る本取引の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。
- 前項の場合において、本口座に残高があるときの処理方法・処理の時期については、原則として当社の裁量によるものとし、合理的な範囲内においてお客様の指示に従うものとします。
- 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はお客様の負担とし、その都度直ちに当社に支払うものとします。

第28条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害について、当社は免責されるものとします。

- 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、現物の受渡し、オプション取引の権利行使（割当を含む。）、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- 外国為替市場の閉鎖、休場または開場にかかわらず規則の変更等の事由により、当社が注文に応じ得ないことによって生じる損害。
- 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
- 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等、お客様のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、本取

引に関係する一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。

5. 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していた等（異常レートによる取引）の事由により、お客様の注文を執行せずまたはその取引の約定が取り消しとなったことにより生じた損害および損失。
6. 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
7. その事由の如何を問わず、また、お客様のパスワードをお客様自身が入力したか第三者が入力したかを問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行なわれた取引、または電話取引の場合、お客様が口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来たことにより行なわれた取引について生じた損害。
8. 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないため、お客様が、当社から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的または間接的な損害その他一切の損害。

第29条（取引条件変更の通知）

本約款あるいは「取引規定等」など、お客様と当社との外国為替取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、当社は原則としてWEBサイトで公示し、電子メール等でその内容を通知いたします。

第30条（取引サービス中止及び廃止）

1. やむを得ない事情がある場合、第29条及び第31条の規定に従った公示及びお客様に対する事前の通知により、当社は本取引サービスの全部又は一部の提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承するものとします。
2. お客様は、前項により公示・通知された取引サービスの中止・廃止日まで、すべての取引につき、最終決済を行なうことをあらかじめ了承するものとします。
3. お客様は、当該中止・廃止日までにお客様の取引について最終決済が行なわれない場合は、当社の裁量で、お客様の計算において最終決済を行なうことをあらかじめ了承するものとします。

第31条（通知および書類送付）

1. 当社がお客様に対して取引に係る通知を行なう場合またはお客様に対して外国為替証拠金取引顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社は、当社の選択により、お客様が予め届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行ない、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。
2. お客様に対する通知、またはお客様に対して送付した書類が、お客様の連絡先に係る届出の不備、お客様の不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当社の行なった通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第32条（クーリングオフ制度）

お客様が当社と本取引を行なうにあたり、お客様は外国為替証拠金取引の説明書ならびに本約款、取引規定等の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出頂きます。当社は口座設定確認書を

って、お客様が自己の責任と判断によって、本取引を行なうものとし、本取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客様はこれに対し異議を述べないこととします。

第33条（本約款の変更）

本約款は関係する法令等が変更した場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客様がその変更に同意したものと当社がみなすことにお客様は異議がないものとします。

第34条（適用法）

本約款は、日本国の法律により準拠し、解釈されるものとします。

第35条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

発効日	2002年04月01日
改定日	2004年04月19日
改定日	2006年02月20日
改定日	2007年09月30日
改定日	2007年12月03日
改定日	2008年08月11日
改定日	2009年03月16日

《セゾン》外貨トレード取引規定

第1条（本規定の適用等）

《セゾン》外貨トレード取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様がセントラル短資FX株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行なう《セゾン》外貨トレード（以下、「本商品」といいます。）の取引に関するお客様と当社との取り決めです。お客様が、当社と本商品のお取引をいただくに先立ち、外国為替取引約款（以下、「約款」といいます。）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものといたします。

第2条（《セゾン》外貨トレード商品の定義）

1. 別途「取引要綱」に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより本商品をお取引頂けることとし、決済方法は、「約款」に規定の「受渡決済」または「差金決済」によるものといたします。
2. 最終決済指定の通知手段および締切期限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバー損益の清算）

当社は、本商品の「取引要綱」に規定の期間毎に、当該期間に発生したロールオーバー損益を計算し、当該損益をロールオーバーの約定日に本商品口座への入出金記帳により清算するものといたします。

第4条（注文受付時間）

1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の注文受付時間内といたします。
2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い注文受付時間を変更できるものといたします。

第5条（取引数量）

お客様が本取引を利用して取引できる数量は、「取引要綱」に定める取引単位以上その整数倍単位とし、当社がお客様より預託を受けている証拠金金額およびこれに対し別途取引要綱で規定する「証拠金率」より算定される限度額以内の額といたします。

第6条（取引総量の制限）

本商品の取引により生じた未決済持高の円換算合計は、別途「取引要綱」に規定する「建玉制限」の限度額以内の額といたします。

第7条（証拠金の受入・支払）

お客様が本取引を行なうに当り必要な証拠金の取り扱いについては、約款第1条2項で定める送金振込みによる通貨の受払いのほか、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品のお取引口座（マスター口座）へ受払いができるものとします。

第8条（強制決済・ロスカットルール）

お客様の口座清算価値が別途取引要綱で定めるロスカットルールに抵触した場合は、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算において反対売買をすることが出来るものとします。

第9条（外国為替証拠金取引顧客報告書）

本商品の外国為替証拠金取引顧客報告書には、その日付に約定した取引、手数料等の諸費用、未決済の持高、実現損益、未実現損益、お客様が預託する現金の額、必要証拠金額、超過預託金額ならびに口座清算価値等が記載されるものといたします。

第10条（取引規定の変更通知）

本規定に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。

第11条（異議申し立て）

本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に異議の申出がなかったときは、当社は、お客様がその変更にご同意いただいたものとみなします。

発効日	2006年02月20日
改定日	2007年03月19日
改定日	2007年12月03日
改定日	2009年03月16日

外国為替取引のリスク

はじめに

外国為替には様々なリスクが伴います。お客様は、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十

分にご理解していただく必要がございます。外国為替取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、市場の変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性がございます。また、外国為替取引は全てのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

1. レバレッジ効果

証拠金による外国為替取引にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、少額の資金で相対的に大きなポジションを取ることが可能です。市場の値動きが同じであっても、ポジションが大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の清算価値は大きく変動することになります。市場がお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるには、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにご資金を預託していただく必要が生じることがあります。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができるため相対的に小さな預託資金で大きなポジションを保有することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば"ストップ・オーダー；逆指値注文"など）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、ストップ・オーダー（逆指値注文）が意図したストップ価格よりも著しく不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク

当社における外国為替取引は相対取引（OTC取引=Over the counter取引）によって行なわれます。当社は、取引所で行なわれる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。相対取引では、取引所で行なわれる証券取引や先物取引の場合と比べて取引や価格の提示が困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて独自の市場慣行にしたがって取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様が外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク

当社における外国為替取引は相対取引によって行なわれます。当社では取引所で行なわれる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被ることがあります。

5. 外国為替の変動リスク

外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以

外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」また「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、為替の持高（ある通貨の売持または買持残高）に比例しますが、特に、外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意なさる必要があります。リスク量は、持高で計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もあります。

6. 金利変動リスク

お客様が当初決済日以降に持高を繰延なされる場合には、決済日の更新取引（ロールオーバー取引）が行なわれますが、この場合、その持高に関わる金利差の清算も行なわれ、日々スワップ金利の受払いが発生します。スワップ金利の受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、「持高」に変化がなくとも、その時々々の金利水準によってスワップ金利の受払いの金額が変動いたします。また、お客様がポジションを決済なさるまで、スワップ金利の受払いが発生します。

7. 流動性と特殊な状況

市場の状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限はなく、特別な通貨管理が行なわれていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

8. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク

決済通貨が外貨の取引にかかる利益及び損失は、当該通貨以外の通貨（日本円を含む。）に転換する際、為替レートの変動により換算される金額が変動します。また、特定通貨で預託している資金を口座内の通貨両替によって他の通貨に転換する際にも、同様に為替レートの変動によるリスクが存在します。

9. 預託された資金

外国為替の相対取引には、取引所で行なわれる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客様が預託される資産は、お客様の取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。当社は、お客様からお預かりした資産の全てをお客様名義の信託口座に再預託することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客様が優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、当社が破綻した場合には、お客様は信託口座に再預託された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当社一般債権者と同列に扱われることとなります。

10. 電子取引システムの利用

電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客様ご自身の通信機器の故障、電話回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅

れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

11. 売買注文のキャンセル

売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。

尚、お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

お客様の個人情報のお取り扱いについて

セントラル短資FX株式会社

個人情報保護管理者 管理本部長 TEL：03-5149-3300

1. 当社はお客様の口座開設にあたり、頂いた全ての情報を以下の目的のみで利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。
 - ①外国為替証拠金取引の勧誘・案内および受託業務のため
 - ②当社または関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売およびその案内のため
 - ③各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
 - ④適合性の原則に照らした商品・サービス提供の妥当性を判断するため
 - ⑤お客様ご本人であることまたはご本人の代理人にあることを確認するため
 - ⑥お客様に対し、取引内容、証拠金残高等の報告を行なうため
 - ⑦お客様とのお取引に関する事務を行なうため
 - ⑧お客様へ商品発送をするにあたり、百貨店・量販店等にお客様情報を連絡するため
 - ⑨市場調査、データ分析およびアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究、開発のため
 - ⑩お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑪お問い合わせ、ご相談等の対応のため
 - ⑫その他、お客様とのお取引を適切且つ円滑に遂行するため
2. 当社はお客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、お客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。
3. 上記利用目的において当社がその一部又は全部を当社の提携企業に委託する場合は、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで個人情報を委託先企業に提供し、当該委託先企業が利用することがあります。
4. 口座開設にあたりお客様にご記入（入力）していただく個人情報には必須項目と任意項目がございます。必須項目をご記入（入力）いただけない場合は口座開設に応じることができませんので、ご了承下さい。
5. 個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、第三者への提供の停止については、下記個人情報お問合せ窓口までお願いいたします。

【お問い合わせ窓口】

お客様相談室：フリーコール 0120-92-2788

受付時間：平日 09:00～17:00 土日祝日 休

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）により、金融商品販売業者は、お客様に金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項についての説明が義務づけられました。以下では、当社の投資勧誘方針を公表いたします。当方針をご理解の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。なお、下記に述べます重要事項について、ご不明な点など、さらに説明をご希望されるお客様は、その旨担当者までお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

当社は、外国為替証拠金取引の勧誘にあたり、お客様の信頼を確保することを最優先とし、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、以下の通り勧誘方針を定めます。

1. 当社における投資勧誘の定義

当社金融商品における勧誘とは、ウェブまたは新聞・雑誌等媒体への広告等の掲載およびお客様からの問い合わせに対する説明もしくはお客様のご要望による資料等の送付を指します。したがって対面営業で行われている売買の推奨等を目的とした投資勧誘とは異なり、これら金融商品の購入等を推奨するものではありません。また、当社のオンライン取引ではインターネット等を通じ、投資家の自己責任の原則に基づく商品提供を行っており、お客様に対し、売買の推奨等を目的とした電話および個別訪問による勧誘は一切行っていません。

2. 適合性の確保

当社は、お客様からのアンケートに基づき、お客様の知識、経験、財産等の状況を配慮し、ご本人確認を行った上でお取引の適否を決定いたします。

3. 取扱商品の説明

当社は、あらかじめお客様に対しお取引のリスクおよび仕組みに関する書面または電子情報を交付または開示し、必要な場合は電話等による説明を行い、お取引のリスクおよび仕組みを十分ご理解していただくように努めます。

4. 法令・諸規則の遵守

当社は投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼確保を最優先とし、関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

5. ホームページ

当社は、ホームページの表示に関して、誤表示等による誤認勧誘を防止することを目的とした内部管理体制の構築に努めます。ホームページの表示については、あらかじめ社内にて内容の確認を行い、適切な表示が行われるよう努めます。

6. 知識技能の習得・研鑽

当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得・研鑽に努めます。

7. 電話によるサポート体制

お客様からのお電話は、カスタマーデスク（平日24時間。お問合せのみ）とオーダーデスク（取引時間内すべて。ご注文のみ）にて対応しております。一方、当社からお客様へのご連絡は、お客様の当社サー

ビスご利用をサポートする上で必要と判断された事務連絡に限るものとし、口座開設勧誘行為はいたしません。

なお、午後8時以降の夜間の時間帯には、特別の事情がある場合を除いて、当社からお客様への電話は行いませんが、その他ご迷惑となる時間帯がございましたらお申出ください。

8. 個人情報の保護

当社は、お客様のプライバシーを尊重し、お客様から取得した個人情報については、業務に必要な目的以外には利用および提供いたしません。

9. お客様への情報提供

当社は、お客様に対して偏った相場観の提供を排し、無理な売買推奨を行いません。当社がお客様に対し提供するレポートや数値等は、当社が合理的に取得した情報または数値に基づく客観的な情報提供であるように努めます。

10. 売買の執行

当社は、お客さまの判断と責任においてお取引が行なわれますよう適切な売買の執行に努めます。売買を執行する専門のオーダーデスクがお客さまのご注文をお取扱します。

11. お客様相談窓口（苦情受付）

お客さまのお取引について、お気づきの点がございましたらお客様相談窓口までお問い合わせください。

お客様相談窓口

フリーコール：0120-922-788

受付時間帯 平日 9:00～17:00 土日祝日 休